

京都市内に宿泊される皆様へ

To all guests staying in accommodations in Kyoto City
교토 시내에 숙박하시는 여러분께

京都市では平成30年10月1日から 宿泊税を導入します。

In Kyoto City, a new accommodation tax will be implemented starting October 1, 2018

교토시는 2018년 10월 1일부터 숙박세를 도입합니다.

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため、10月1日から京都市内に宿泊される方を対象に、法定外目的税として宿泊税を課税します。

この貴重な税源を活用し、「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを着実に推進していきます。

In order to increase the attractiveness of Kyoto City as an international tourism destination and to plan the further promotion of tourism, Kyoto City will impose a municipal accommodation tax on all guests staying within Kyoto City limits starting on October 1, 2018.

The municipality plans to use the tax revenue to conduct a more balanced method of city planning to make Kyoto both a favorable place to live and to visit.

교토시는 국제문화 관광도시로서의 매력을 높이고 관광진흥을 도모하기 위하여 10월 1일부터 교토 시내에 숙박하시는 분을 대상으로 법정 외 목적세로서 숙박세를 과세합니다.

이 귀중한 세수를 활용하여 '살기 좋고 방문하기 좋은' 도시 만들기를 착실하게 추진해 가겠습니다.

課税対象 Target of Accommodation Tax 과세 대상

- 宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課します。
- 旅館業法に定める旅館業を営む施設（ホテル、旅館、簡易宿所）及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設へのすべての宿泊者が対象となります。
- The tax will be levied on guests staying at accommodation facilities/residences which accept accommodation fee.
- This tax will be imposed on those staying at any facilities accepting money for accommodation as stipulated in the Hotel and Ryokan Management Law. This includes hotels, ryokans, simple accommodations, as wells as residence rentals stipulated in the Private Lodging Business Law.
- 숙박시설에서 숙박 요금을 받고 제공되는 숙박에 대하여 숙박자에게 부과합니다.
- 여관업법에 규정한 여관업을 영위하는 시설(호텔, 여관, 간이 숙소) 및 주택숙박사업법에 근거한 주택숙박사업을 영위하는 시설의 모든 숙박자가 대상이 됩니다.

税率 Tax Rates 세율

宿泊料金（1人1泊）	税率
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

Accommodation Fee Person Per Night 숙박 요금(1인 1박)	Tax Amount 세율
Under 20,000 JPY 20,000 엔 미만	200 JPY 200 엔
Over 20,000 JPY to 49,999 JPY 20,000 엔 이상 50,000 엔 미만	500 JPY 500 엔
Over 50,000 JPY 50,000 엔 이상	1,000 JPY 1,000 엔

※修学旅行その他の学校行事に参加しているもの及びその引率者に対しては宿泊税を課しません。

京都市内に宿泊される皆様へ

致住宿于京都市内の各位住客
致住宿京都市内の各位住客

京都市では平成30年10月1日から 宿泊税を導入します。

京都市自2018年10月1日起开始征收住宿税。

京都市自2018年10月1日起引進住宿稅。

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図るため、10月1日から京都市内に宿泊される方を対象に、法定外目的税として宿泊税を課税します。

この貴重な税源を活用し、「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを着実に推進していきます。

京都市为提高作为国际文化观光城市的魅力和振兴观光事业，自10月1日起，以住宿于京都市内的人为对象，征收法定外目的税的住宿税。

我们将充分发挥本宝贵的税源，稳步推进“宜居宜游”的城市建设。

京都市為了提高國際際文化旅遊城市的魅力並振興觀光，自10月1日起對住宿京都市內的住客徵收住宿稅作為法定外目的稅。

我們將有效利用這寶貴的稅源，穩步推進「宜居宜遊」的城市建設。

■ 課税対象 征税对象 課稅對象

- 宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課します。
- 旅館業法に定める旅館業を営む施設（ホテル、旅館、簡易宿所）及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設へのすべての宿泊者が対象となります。
- 向在住宿设施，付住宿费的住客征收。
- 住宿在按旅馆规定经营旅馆业的设施（酒店、旅馆、简易住宿处）以及根据住宅住宿事业法规定经营住宅住宿事业的设施的住客均为征收对象。
- 在住宿設施中，對於收取住宿費用的住宿，向住客徵收住宿稅。
- 經營旅館業法規定之旅館業的設施（飯店・旅館・簡易宿所）以及根據住宅住宿事業法經營住宅住宿事業的設施，所有住客皆為課稅對象。

■ 税率 税率 稅率

宿泊料金（1人1泊）	税率
20,000円未満	200円
20,000円以上	500円
50,000円未満	
50,000円以上	1,000円

※修学旅行その他の学校行事に参加しているもの及びその引率者に対しては宿泊税を課しません。

住宿费(1人晩) 住宿費用(1人1夜)	税率 稅率
20,000日元未満	200日元
20,000日圓未満	200日圓
20,000日元以上	500日元 500日圓
50,000日元未満	
20,000日圓以上	
50,000日圓未満	1,000日元 1,000日圓
50,000日元以上	
50,000日圓以上	

■ お問い合わせ先

京都市行財政局税務部税制課

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

TEL:(075)708-5016 FAX:(075)213-5220

市民による自治120年



京都市
CITY OF KYOTO